



# 島根県報

平成21年12月25日（金）

号外 第 224 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

（障害者福祉課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第86号）

## 1 規則の概要

(1) 障害者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行により、自立支援医療の支給認定の申請に係る診断書等について、前回の申請時から治療方針の変更がなく、かつ、前回の申請書に診断書等が添付されている場合には、診断書等を添付しなくてもよいこととされたことに伴う様式の整備（様式第2号関係）

(2) その他様式の整備

## 2 施行期日

平成22年1月1日から施行することとした。

**規 則**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第86号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

精神障害者保健福祉 手帳番号		を
-------------------	--	---

」

「

精神障害者保健福祉 手帳番号	(有効期限 年 月 日)	に、
-------------------	--------------	----

」

「

受給者番号※5		を
---------	--	---

」

「

受給者番号※5	(有効期限 年 月 日)	に、
診断書の添付※6	添付 ・ 前回の申請時添付（前回の申請時からの病状の変化又は治療方針の変更※7 有・無）	

」

「※6」を「※8」に、

「※6 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。」を

「※6 新規又は再認定の場合のみ該当する区分に○をすること（前回の申請の際に診断書を添付した方が本申請書にも診断書を添付する場合は、両方の区分に○をすること。）。

※7 前回の申請時添付に○をした方は、該当する区分に○をすること。有に○をした場合は、診断書を添付に、すること。

※8 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。 」

「	<table border="1"> <tr> <td>前回の受給者番号※</td> <td></td> <td>今回の受給者番号</td> <td></td> </tr> </table>	前回の受給者番号※		今回の受給者番号		を	」
前回の受給者番号※		今回の受給者番号					

「	<table border="1"> <tr> <td>前回の受給者番号※</td> <td></td> <td>今回の受給者番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診断書の提出</td> <td colspan="2">医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で</td> <td rowspan="2">に改</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">新規</td> </tr> </table>	前回の受給者番号※		今回の受給者番号		診断書の提出	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で		に改		新規		」
前回の受給者番号※		今回の受給者番号											
診断書の提出	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で		に改										
	新規												

める。

様式第4号中「感情及び」を「情動及び」に改める。

様式第6号中「（精神通院）」を「（精神通院医療）」に、「階層」を「区分」に、

「	<table border="1"> <tr> <td>有効期間</td> <td></td> </tr> </table>	有効期間		を	」
有効期間					

「	<table border="1"> <tr> <td>有効期間</td> <td></td> <td>支給要件の確認方法</td> <td></td> </tr> </table>	有効期間		支給要件の確認方法		に、	」
有効期間		支給要件の確認方法					

「3 継続して自立支援医療費（精神通院医療）の受給を受ける場合は、有効期間の終了する月の3か月前から有効期間の終了する月の前月末までに申請してください。」

4 医療費は原則として1割負担ですが、自己負担上限額（月額）が設定された受診者の本人負担は、負担上限額以内となります。

5 この証が破れたり、汚れたり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。

6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

7 自己負担上限額は毎月の「自己負担上限額管理票」で管理しますので、受診した指定医療機関（病院、診療所、薬局等を含む。）に管理票を提出してください。（月額の自己負担上限額を超えた時点から本人負担額はなくなります。）

8 「自己負担上限額管理表」は、毎月の自己負担上限額の管理をする大切な書類ですので、紛失しないようにしてください。

なお、記入欄に不足が生じた場合や「自己負担上限額管理票」を紛失したときは、市町村窓口及び指定医療機関に御相談ください。

9 この証に記載されている支給認定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「3 医療費は原則として1割負担ですが、自己負担上限額（月額）が設定された受診者の本人負担は、負担上限額以内となります。

4 この証が破れたり、汚れたり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。

5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6 自己負担上限額は毎月の「自己負担上限額管理票」で管理しますので、受診した指定医療機関（病院、診療

所、薬局等を含む。)に管理票を提出してください(月額の自己負担上限額を超えた時点から本人負担額はなくなります。)

- 7 「自己負担上限額管理票」は、毎月の自己負担上限額の管理をする大切な書類ですので、紛失しないようにしてください。

なお、記入欄に不足が生じた場合や「自己負担上限額管理票」を紛失したときは、市町村窓口又は指定医療機関に御相談ください。

- 8 この証に記載されている支給認定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 9 継続して自立支援医療費(精神通院医療)の受給を受ける場合は、有効期間の終了する月の3か月前から有効期間の終了する月の前月末までに申請してください。ただし、この受給者証の有効期間終了までに更新後の受給者証の交付を受けるためには、できるだけ有効期間の終了する月の2か月前までに申請してください。

なお、審査の状況等によっては2か月以上の日数を要することもあります。」

改める。

様式第9号及び様式第11号中「(精神通院)」を「(精神通院医療)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。